

マイナンバー制度に関するお知らせ

当組合とのお取引に当たり、番号法で定められた範囲において
お客さまの個人番号・法人番号を告知して頂く必要がございます。

『平成28年1月から、マイナンバー制度が始まりました。』

平成28年1月よりマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。

マイナンバー制度開始により、当組合でも税の手続などで各種法定調書等に個人番号（12桁）、法人番号（13桁）を記載することが義務づけられます。

『平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知されています。』

個人のお客さまには、お住まいの市町村から「通知カード」、

法人のお客さまには、国税庁から「法人番号指定通知書」が送付されています。

当組合からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたり、下記のお取引の際はマイナンバー等の提示が必要となる事
がありますのでご協力くださいますようお願いいたします。

なお、個人番号の取得や保管にあたって厳格な管理態勢を講じております。

○ 個人番号の提出が必要な主な取引

・マル優、マル特 ・出資金 ・財形年金、財形住宅 ・外国送金 など

○ 法人番号の提出が必要な主な取引

・定期預金、定期積金、通知預金 ・出資金 ・外国送金 など

「ご注意」 自動継続定期預金でマル優をご利用のお客さまへ

マル優の対象となる定期預金をお持ちのお客さまについては、ご継続日までに個人番号をお届けいただけない場合、非課税のまま継続させることができません。このため、既にご案内しております「満期・中間利払いのお知らせ」とは異なるお取扱いとなる場合がございます。

＜お問合せ先＞

豊橋商工信用組合

電話番号：0532-53-2828



豊橋商工信用組合